



カタログポケット このアイコンをQRコード 探してね

第42回産業まつりを11月17日(日)に八街中学校で開催します。皆さん、ぜひお越しください。

台風15号などによる被災者支援制度 (追加版)

広報やちまた10月15日号で被災者支援制度をお知らせしましたが、次のとおり追加などがありましたのでお知らせします。各種制度の詳細については、各担当課にお問い合わせください。

制度の名称	適用条件	り災証明要件	問い合わせ先
被災者生活再建支援金	自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた場合	全壊 大規模半壊	納税課 ☎443-1115
強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (被災農業者支援型)	台風15号により被災した農業用施設・機械を再建・修繕及び撤去する場合	不要 ※施設などの被害状況がわかる写真などが必要です。	農政課 ☎443-1402
賃貸型応急住宅 (みなし仮設住宅)	原則として、次の要件すべてに該当する方 ・住家の全壊、全焼または流出により居住する住家がない方 ※半壊(大規模半壊を含む)であっても、住宅として再利用できず、自らの住家に居住できない方で、既に住家を取り壊したまたは取り壊す予定の場合は、協議により対象となる場合があります。 ・自らの資力をもってしては住家を確保することができない方 ・災害救助法に基づく住宅の応急修理制度または障害物の除去制度を利用していない方 【千葉県が応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供します】	必要	都市計画課 ☎443-1430
災害弔慰金	自然災害により死亡した場合	不要	
災害障害見舞金	自然災害による負傷により、身体に重度の障害を受けた場合	※必要書類はお問い合わせください。	社会福祉課 ☎443-1622
千葉県災害見舞金	自然災害により死亡、行方不明、重傷者となり、または、住家の全壊・全焼・流失被害を受けた場合		
被災住宅の応急修理	・災害のため住家が半壊以上の被害を受け、そのままでは居住できない場合であって、応急的に修理すれば居住可能となり、かつ、その者の資力が乏しい場合 ・応急仮設住宅を利用しないこと	半壊(自らの資力では応急修理することができない者) 大規模半壊	都市整備課 ☎443-1432

記号の見方
日時
会場
内容
対象
定員
費用
申し込み
締め切り
持ち物
問い合わせ

プレミアム付商品券の購入申請を忘れていませんか

消費税率の引き上げに伴う家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を支えるためにプレミアム付商品券を発行しています。購入対象者で、まだ、手続きをしていない方は11月29日(金)～(郵送の場合は11月30日(土)消印有効)までに申請をしてください。

申請受付日時

11月29日(金)まで
(土曜・日曜日、祝日を除く)
午前9時～午後5時
(正午～午後1時を除く)

購入対象者

平成31年1月1日時点で住民票が八街市にあり、平成31年度(令和元年度)分の市民税(均等割)が課税されている方

申請場所

総合保健福祉センター
※子育て世帯の方には、直接購入引換券を郵送していますので、申請は不要です。

購入金額
1人につき最大25,000円分の商品券を20,000円

ライトアップツリーの展示・点灯式を行います



各小・中学校と地区連絡協議会などが連携して協力して制作した4基のライトアップツリーを展示します。また、初日には点灯式も行います。

点灯式

11月30日(土) 午後4時15分～
※雨天の場合、点灯式は中止し、翌日から展示します。

展示期間

11月30日(土)～12月25日(水)
JR八街駅北口の森のいずみ公園

問い合わせ先

☎443-1464
社会教育課

住民票の写し・印鑑登録証明書の自動交付機を臨時休止

市役所1階の市民課前にある住民票の写し・印鑑登録証明書の自動交付機を保守点検のため、臨時休止します。

〈休止日時〉

11月30日(土) 終日
12月1日(日) 終日
☎443-1120
市民課

FAX 444-0815